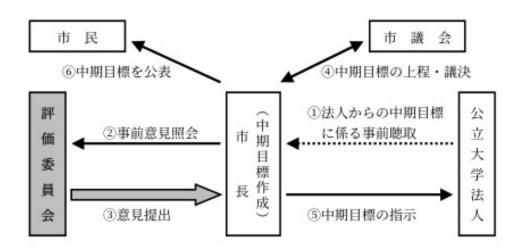
中期目標・中期計画の概要

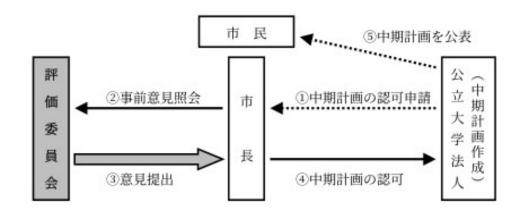
1 中期目標

中期目標は、公立大学法人が、6年間において達成すべき大学運営に関する目標で、市長が定め、公立大学法人に対して指示することになっています。これは、公立大学法人が中期計画を作成する際の指針となるものであり、また、期間終了後に評価を行う上での基準にもなります。策定には、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要です。



2 中期計画

中期計画は、市長から指示された中期目標に基づき、その目標を達成させるために、公立大学法人が自ら作成する計画です。中期計画の策定には、地方独立行政法人の設立団体の長の許可が必要です。設立団体の長は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければなりません。公立大学法人の場合、中期計画の策定には議会の議決を要しませんが、理事会の議決を要します(定款第16条第1項第2号)



	中期目標	中期計画
作成主体	市長	公立大学法人
性格	・市長が公立大学法人に達成を期	・中期目標を達成するための具体
	待する目標です	的な計画です
	・市長が法人に指示します	
作成手続	あらかじめ	・市長が作成する中期目標に基づ
	・公立大学法人の意見を聴き、当	き作成します
	該意見に配慮します	・市長の認可が必要です
	・評価委員会の意見を聴かなけれ	
	ばなりません	
	・議会の議決が必要です	
期間	6年間	6 年間
記載事項	〈法定事項(法第25条)〉	〈法定事項(法第 26 条)〉
	・中期目標の期間	・住民に対して提供するサービス
	・住民に対して提供するサービス	その他の業務の質の向上に関す
	その他の業務の質の向上に関す	る目標を達成するためとるべき
	る事項	措置
	・業務運営の改善及び効率化に関	・業務運営の改善及び効率化に関
	する事項	する目標を達成するためとるべ
	・財務の改善に関する事項	き事項
	・教育及び研究並びに組織及び運	・予算(人件費の見積りを含む)、収
	営の状況について自ら行う点検	支計画及び資金計画
	及び評価並びに当該状況に係る	・短期借入金の限度額
	情報の提供に関する事項	・重要財産の処分 (譲渡・担保提供)
	・その他業務運営に関する重要事	計画
	項	・剰余金の使途
		・その他市の規則で定める業務運
		営に関する事項